

新幹線開業おもてなしオンラインセミナー用動画制作業務委託について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和4年5月17日

公益社団法人福井県観光連盟 会長 山田義彦

1 目的

アフターコロナに対応した、誰もが何度でも参加できるオンラインでの観光おもてなしセミナーを開催することにより、県内観光事業者のおもてなしレベルの向上など受入体制の強化を図るとともに、県民一人ひとりが県の魅力を理解し、来県者に誇りを持って発信できる体制づくりを目的とする。

2 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務の名称
新幹線開業おもてなしオンラインセミナー用動画制作業務委託
- (2) 企画提案書の提出を求める業務の仕様等
別添「新幹線開業おもてなしオンラインセミナー用動画制作業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託契約期間
契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 委託契約金額の上限
2,200,000円（消費税および地方消費税を含む。）

3 参加資格

この企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 福井県内に本社、支社または営業所を有する者であること。
- (2) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。なお、競争入札参加資格を有していない場合においても、福井県に対して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 参加資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 参加資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手

続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 宗教団体や政治活動を活動の目的としていないこと。

(7) プロポーザルにおけるプレゼンテーション実施日までに納期が到来する国税および都道府県税を滞納していない者であること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 スケジュール、担当窓口等

(1) スケジュール

参加表明書の提出期限	令和4年5月27日（金）12時
質問書提出期限	令和4年6月3日（金）12時
企画提案書の提出期限	令和4年6月10日（金）12時

(2) 担当窓口

〒910-0004 福井県福井市宝永2丁目4-10 宝永分庁舎2階
公益社団法人福井県観光連盟 担当：領家、前澤
電話：0776-23-3677
FAX：0776-23-3715
E-mail：info@fukuioyado.com

(3) 説明会実施の有無

説明会は実施しない

5 受審資格認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）（押印不要）に次の書類を添付し、提出すること。

・競争入札参加資格通知書（写）

※ 競争入札参加資格を得ていない場合は「競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

・県税および国税の納税証明書

(2) 提出期限

令和4年5月27日(金) 12時(必着)

(3) 提出先および方法

4(2)の担当窓口まで、電子メールまたは郵送にて提出すること。

(4) 受審資格の認定時期および通知方法

受審資格の認定結果は、令和4年5月30日(月)までに電子メールにより申請者あて通知する。

(5) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和4年6月1日(水)12時まで、説明を求める旨を記載した書面を4(2)の担当窓口あてに郵送または電子メールにより提出しなければならない(提出期限までの到達が必須)。

イ 説明を求めた者に対して、令和4年6月3日(金)17時まで書面を添えた電子メールにより回答する。

6 企画提案書の提出手続

受審資格の認定を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

・企画提案書の提出について(様式2)(押印不要)

・次のア～カの内容を盛り込んだ企画提案書

※ 提出書類はA4判(一部A3判資料折込使用可)とし、様式は任意とする。

ア 企画提案の基本方針

※ 動画の制作方針やコンセプト等

イ 動画制作に関する提案

※ 仕様書2(1)を参照し、制作する動画の概要を企画すること。

※ 制作本数、演出方法の具体的イメージ(絵コンテ等)等

※ サンプル動画を作成する場合は、Windows Media Playerで再生できる形式の動画ファイルを記録したDVD-Rを8枚添付すること。ただし複製可能な場合は1枚でも可

ウ プロモーションに関する提案

※ 視聴回数を増やすためのPR方法や仕掛け等

エ 具体的かつ詳細な実施計画、人員体制、スケジュール

オ 見積書(内訳をできるだけ詳しく記載すること。)

カ (本業務と同種または類似の事業実績がある場合のみ提出) 事業実績を証する書類

※ 申請の日までに履行したものであること。

キ 会社の概要(組織内容、取扱業務内容、業務連絡体制)が分かる資料

例)パンフレット、登記簿謄本等

ク その他関連する提案

(2) 提出部数

8部

(3) 提出期限

令和4年6月10日（金）12時（必着）

(4) 提出先および方法

4(2)の担当窓口まで、持参または郵送（簡易書留）により提出すること。

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日を除く9時から17時まで（締切日は12時まで。）とし、郵送の場合は、封筒に「新幹線開業おもてなしオンラインセミナー用動画制作業務委託」に係る企画提案書在中」と朱書きの上、提出すること。

7 質問

企画提案および仕様書に関し質問がある場合は、質問書（様式3）（押印不要）に記載の上、電子メールまたはFAXにより送付すること。

(1) 送付先

4(2)の担当窓口

(2) 受付期限

令和4年6月3日（金）12時

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和4年6月4日（月）までに電子メールにより行う。

(4) 到達確認

質問書を提出する際は、必ず電話で到達確認を行うこと。

8 審査・選定方法および契約方法等

次の手順による。

- (1) 提出された企画内容について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。開催予定日は令和4年6月22日（水）とするが、日時等の詳細については5(4)で受審資格の認定を受けた者に対し別途通知する（新型コロナウイルスの感染状況により、オンライン開催とする場合がある。）。
- (2) 新幹線開業おもてなしオンラインセミナー用動画制作業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。なお、評価は次の基準により行い、評価基準の配点等の質問は一切受け付けない。

項目	詳細
目的・趣旨の理解	業務の目的、趣旨を理解した内容になっているか
動画制作	新規性があり、動画を見たいくなるような企画や演出が提案されているか
	県内観光事業者のおもてなしレベル向上に寄与する内容が提案されているか
	県民が福井県の魅力を再認識できる内容が提案されているか
プロモーション	視聴回数を増やすための効果的なPR方法や仕掛けが提案されているか
実施体制	実施計画、人員体制、スケジュールが具体的かつ詳細であり、実現可能なものとなっているか
過去の実績	過去に同種または類似の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を活かせることが期待できるか
経費	経費が妥当なものとなっているか

- (3) 審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

- (4) 契約予定者は、公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）と必要な協議が整った後、連盟が指定する期日までに正式な見積書を提出する。
- (5) 連盟は、見積書の内容を精査の上、委託契約予定者と随意契約により契約を締結する。

※ 企画提案の内容をもとに実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件等の協議・調整を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行うものとする。また、契約内容は仕様書および企画提案書に基づいて決定するが、仕様書に変更が生じる可能性があることから、柔軟に対応すること。

9 企画提案書の情報公開

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを承知の上で応募すること。

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出等プロポーザル審査会参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 2案以上の企画提案をした場合は失格とする。
- (4) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。
- (5) 提出期限後の企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。また、決定した制作物に関する著作権は連盟に帰属する。
- (8) プロポーザル審査会参加者が共同体である場合は、その構成する法人が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行うこと。

11 業務の実施または継続が困難となった場合の措置

- (1) 契約締結後に災害、新型コロナウイルス感染症その他の不可抗力等、連盟および受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、委託業務が終了したものとみなし、それまでにかかった実費のみを支払うこととする。なお、次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。
- (2) 契約締結後に受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、連盟は契約の取消しができることとする。この場合、連盟に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。